

1993年(平成5年)8月26日

木曜日

1面

「慰安婦」に特別報告者

国連人権委
任命を決議 問題究明が具体化

【ジュネーブ25日共同】
国連人権委員会の差別防止
小委員会は二十五日夜(日
本時間二十六日未明)、第
二次世界大戦中の旧日本軍
の従軍慰安婦問題や、旧ユ
ーゴスラビアの人権侵害な
ど、戦時や国内武力紛争で
の、組織的レイプ、奴隷的

行為などの実態を詳細に調
査、研究して人権小委員会
に報告する「特別報告者」
を任命する決議を無投票、
全会一致で採択した。

(2面に関連記事)

韓国や朝鮮民主主義人民
共和国(北朝鮮)が要求し
ていた、国連の場での従軍
慰安婦問題の究明がいよ
う具体的に実施されること
になった。日本政府も真剣
に対応することが求められ
よう。

従軍慰安婦問題では宮沢
前政権は四日に調査報告書
を公表し、慰安婦募集に「強
制性」があったことを認め
た。細川新政権も旧日本軍
の侵略行為を謝罪する態度
を明らかにしている。日本
政府はこうしたことを踏ま

え、十七日の国連人権委差
別防止小委で慰安婦問題で
謝罪と反省を表明してい
た。

決議は「特別報告者」に、
差別防止小委員会の女性委
員であるリンダ・シャベス
氏を選んだ。
決議によると、「特別報

告者」は事実関係とともに
犠牲者の補償や、社会復帰
などを求める権利について
も調査研究し、法的な分析
勧告などを行うよう求めて
いる。
予備的な調査報告を一九
九四年に、最終報告を九五
年に同小委に提出するよう

定めている。

また、ガリ国連事務総長
に対して、シャベス特別報
告者への必要なあらゆる支
援を与えるよう要請してい
る。